

取締役の欠員

遅滞なく選任しなければならない 976条22号

cf 登記懈怠と選任懈怠

任期満了または辞任により退任した取締役は、後任者が就任するまでの間なお取締役としての権利義務(346 I)

裁判所は必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時取締役を選任(346 II Ⅲ)

一時取締役の権限は本来の取締役と同じ(職務代行者＝保全による職務執行停止と職務代行者と異なる)

非設置会社の唯一の取締役が死亡した場合、利害関係人は会社に意思表示を受領させるために一時取締役の選任を請求することができる(大阪高判平成6.12.21)

実務上は、定時総会の6月以上前に欠員が生じた場合には臨時総会を開催して後任者を選任すべきであり、3ヶ月以内なら定時総会ですればよく、一時取締役を選任すべきなのはその中間と言われる 江頭9版422